

所管行政庁への役員変更届の提出

役員の変更とは、役員の氏名または住所の変更があった場合、役員の変更または補充があった場合、代表理事の交代、役付理事の交代、役員が死亡または辞任した場合など役員に関する一切の変更をいう。

1. 提出期限 変更のあった日から2週間以内
2. 作成部数 3部（行政庁、中央会、組合控え）
4部（局認可の組合は行政庁2、中央会、組合控え）
3. 提出書類（A4サイズ）
 - （1）役員変更届書
 - （2）変更年月日および理由を記載した書面
 - （3）変更した事項を記載した書面（役員名簿新旧対照表）
 - （4）総会議事録（原本または原本証明した写し）
 - （5）理事会議事録（原本または原本証明した写し）
4. 根拠法

中小企業等協同組合法（第35条の2）

（役員の変更の届出）

第35条の2 組合は、役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

中小企業等協同組合法施行規則（第3条第1項、2項）

（役員の変更の届出）

第3条 法第35条の2（法第82条の8において準用する場合を含む。）の規定により組合または中央会の役員の氏名または住所の変更を届け出ようとする者は、様式第4または様式第5による届書に、変更した事項を記載した書面ならびに変更の年月日および理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

2 前項の届出が役員選挙又は選任による変更に係るものであるときは、通常総会または通常総代会において新たな役員を選挙又は選任した場合を除き、前項の書類のほか、新たな役員を選挙若しくは選任した総会若しくは総代会又は選任した理事会の議事録又はその謄本を提出しなければならない。

3（省略）

5 . 罰則その他

役員変更届を提出せず、または虚偽の届出をした場合には、組合の役員は、20万円以下の過料に処する。(中小企業等協同組合法 第115条第6号)

3年間に所管行政庁に対する届出・許認可の申請等が一度もなされていない組合は、「解散命令対象組合」となる。

(昭和59年3月21日59企庁第257号通商産業局長・都道府県知事あて中小企業庁指導部長)